納税通知書等送付用封筒広告掲載募集仕様書

封筒の詳細	送付用封筒に封入する納税通知書名	令和９年度固定資産税納税通知書 令和９年度村民税・県民税納税通知書 令和９年度軽自動車税納税通知書
	規格	縦12.0ｃｍ×横23.5ｃｍ　表面：窓あき
	封筒使用期間	令和９年４月上旬から令和10年３月31日まで
	発送予定数	約16,000通（各税の第１期納期月の中旬発送。以降、追加・変更時に随時発送）
	発送対象者	令和９年度固定資産税、村民税・県民税、軽自動車税の納税義務者
	発送方法	郵送
広告の詳細	募集広告枠数	２枠
	枠規格	サイズ：縦6.0ｃｍ×横9.0ｃｍ　色数１色
	掲載位置	封筒裏面（封筒概略図参照）
	その他	広告欄下に、「広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。」の文章が入ります。
	原稿提出期限	令和８年11月27日（金）
	原稿提出方法	完全データ入稿。原則ＪＰＥＧ形式により黒１色で作成し、記録媒体により作成データを提出すること。
募集の詳細	応募期限	令和８年11月20日（金）午後５時
	募集対象	自己が行っている事業の広告
	掲載できない広告	以下の各項に該当すると判断した場合は、広告を掲載できない。 ・美浦村広告掲載要綱第３条第１項各号に該当する広告 ・美浦村広告掲載詳細基準要項第４条第１項各号に該当する業種又は事業者及び第５条各号に該当する表示内容の広告
	広告掲載料	広告掲載料の最低申込価格は50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、最低申込価格を下回る金額による応募は無効とする。
	提出を求める書類等	以下の書類の提出を求める。 ・美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書 ・広告原稿又は広告イメージを記載した書面およびその内容を説明した書類等 ※美浦村広告掲載要綱第３条各項、美浦村広告掲載詳細基準要項第５条各号に該当する広告については掲載できない。 ・広告を掲載しようとしている事業の概要が分かる書類 ・広告を掲載しようとしている事業が、資格・許可・免許等を必要とする業種の場合はそれを証明する書類の写し ＊資格・許可・免許等に有効期間がある場合は、有効期間内のものとする。
	応募方法	応募期限までに、美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書及び添付書類を持参又は郵送により美浦村総務部総務課に提出すること。 ※郵送の場合は、上記の応募期限までに美浦村総務部総務課に必着すること。
	決定方法	・応募の広告内容等が、広告掲載基準及び遵守事項に適合するか審査する。 ・広告掲載基準及び遵守事項に適合すると認められたものの中から、掲載申込額の高い順に上位２名を掲載候補者とし、入金及び承諾書の提出により確定する。 ※掲載申込額が同額の場合は、くじにより決定する。

納税通知書等送付用封筒広告掲載募集仕様書

遵守事項	広告掲載基準及び遵守事項	「美浦村広告掲載要綱」「美浦村広告掲載詳細基準要項」 「美浦村納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領」
	注意事項	・応募は1申込者につき1広告枠とし、2枠両方の応募・広告は認めない。 ・美浦納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書において、必要事項の記入の不足、誤記、申込者の印漏れがあるとき、提出を求める書類等に不足があるときは、申込みを受理できない。また、写し可とする書類についても電送による提出は認めないので、申込書及び必要書類をすべて一緒に提出すること。 ・掲載者決定後の質疑には応じないので、疑義を解消したうえで申し込むこと。 ・封筒裏面の掲載場所の枠の左右は、掲載申込額の高い順に選択できるものとし、掲載申込額が同額の場合はくじによる。 ・掲載候補者は、指定する期日（約2週間後）までに広告掲載料を納入すること。 ・この仕様書、上記の広告掲載基準及び遵守事項において指定した要綱等、及びこの応募に際して日本国法令に違反した場合は、応募を無効とする。 ・広告掲載の確定後、当該広告掲載者による前項の違反及び社会的に問題となる事由の発生が発覚した場合は、当該広告掲載者の広告の掲載を中止する。広告掲載後に同様の事態が生じた場合は、当該広告掲載者は封筒から自身の広告を削除するために要した費用を負担しなければならない。 ・前2項により広告の掲載を中止した場合は、広告掲載料を還付しない。

《封筒概略図》

納税通知書等送付用封筒裏面

《問合せ先》

美浦村役場総務部総務課
TEL：029-885-0340　FAX：029-885-4953